

城陽市における空家等の対策に関する協定書

城陽市（以下、「甲」という。）と京都司法書士会（以下、「乙」という。）は、城陽市内における空家等の対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、城陽市内の空家等が管理不全な状態とならないように空家等の対策を進めるとともに、空家等の流通促進・利活用等の必要な施策を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に定める空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 所有者等から空家等の相続に係る法律及び登記に関する相談等を受けた場合の乙の紹介
- (2) 空家等の相談窓口の設置及び総合的な相談会の開催
- (3) 空家等及び所有者等に関する情報の乙への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）

2 乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 前項第1号の対応
- (2) 甲が主催又は共催する空家等に関する相談会への会員の派遣
- (3) 空家等及び所有者等に関する情報の甲への提供（本人の承諾を得た場合に限る。）
- (4) その他空家等対策の推進に関する協力

（秘密の保持）

第4条 本協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（苦情等の処理）

第5条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲、乙が協議の上、解決を図るものとする。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、城陽市個人情報保護条例（平成16年城陽市条例第32号）を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年1月29日

甲 京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市長 奥田 敏晴

乙 京都府京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232番地の1

京都司法書士会

会長 山口 基樹